

## 空き家の所有者等と事業者とをマッチングするシステムの提案募集について

### 1 主旨

空き家の適切な管理、流通や利活用を促すために、空き家の所有者等と事業者とをマッチングするシステムの提案募集を行う。問題が複雑で何を相談したらよいのかわからない、複数の営業を受けたくないので比較検討ができないといった所有者等の悩みを解消し、今まで市場に流通していなかった物件の掘り起こしを目的とする。

### 2 経過・課題

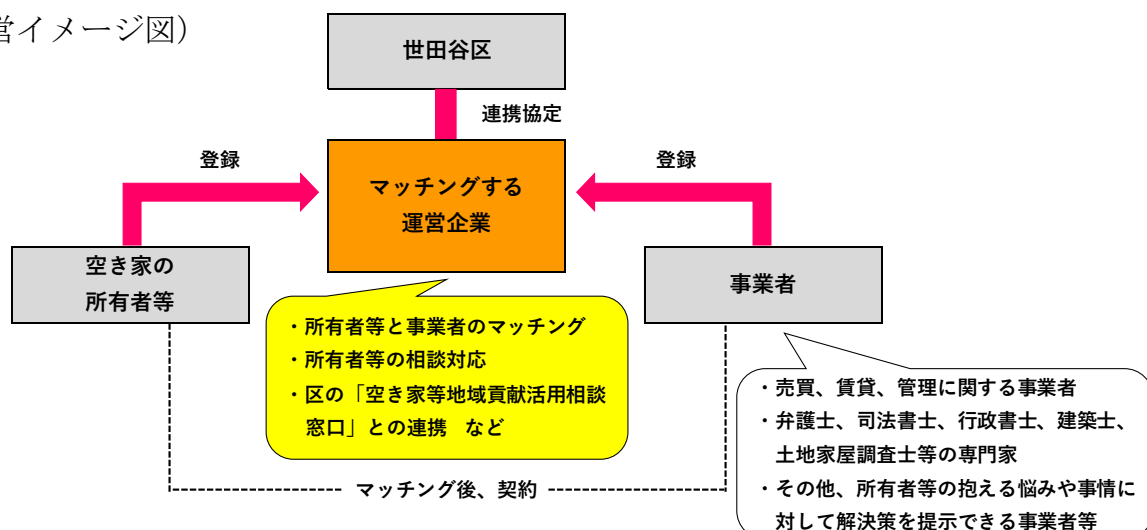
- (1) 区では区内にある空き家等を地域資源と捉え、平成25年度から「世田谷区空き家等地域貢献活用相談窓口」を開設し、地域に役立てたいと考える空き家の所有者等と活動団体とのマッチングによる活用を推進してきた。
- (2) 平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、区では、平成30年に世田谷区空家等対策計画を策定した。管理不全な空家等の対策については、特定空家等10件のうち8件が解決に至るなど、相応の成果をあげている。
- (3) 適切な管理・流通や利活用については、平成31年に15の専門家団体と協定を締結し、それぞれの団体が空家等に関する相談窓口を設置している。  
窓口への相談件数は、区内の空家等966棟に対して、2年間で31件にとどまっており、所有者等の多様なニーズに応えきれていない状況である。

### 3 事業概要

公募による運営企業が、区との連携協定に基づき所有者等と事業者とをマッチングする、インターネット上のシステムを構築する。漠然とした相談や複合的な問題の解決について1カ所で受け、複数の提案を提示し、所有者等が相談しながら比較検討することのできる窓口を運営する。また、セミナー開催等、周知啓発活動を行い、所有者等の登録を促す。区は連携協定に基づき、マッチングするシステムを広報する。

所有者等のシステム利用は無料とするが、運営企業が事業者から費用を徴収することは可とし、採算性が確立された事業運営を行うものとする。

(運営イメージ図)



#### 4 区としての事業効果

これまでの取り組みに加え、さらに適切な管理、流通や利活用の促進が図られることにより、管理不全な空き家の発生を未然に防止することができる。

#### 5 スケジュール

令和 3年 9月 テーマ設定型（連携型）による募集（3週間程度）  
事業者の選定・実施に向けた調整  
10月以降 連携協定締結・事業開始

#### 《参考：用語解説》

##### ・空き家

⇒住宅・土地統計調査でも用いられている一般的な表現方法。共同住宅や長屋の一部空き住戸も含み、戸数で数える。

「住宅・土地統計調査（総務省）平成30年10月 50,250戸」

##### ・空家等

⇒「空家等対策の推進に関する特別措置法」で対象としている空家の表記で、一般的な表記とは異なり「き」が除かれている。共同住宅や長屋は、住戸全てが空いている場合が対象となり、棟数で数える。

「世田谷区空家等実態調査（世田谷区）平成29年7月 966棟」